

平成 30 年度

福祉有償運送運営協議会

資 料

[1] はじめに

① 福祉有償運送運営協議会について	1
-------------------------	---

[2] 水巻町の現状

① 高齢者数の推移について	2
② 移動制約者の推移について	3
③ 水巻町の交通事情について	5

[3] 特定非営利活動法人にこりによる福祉有償運送の新規登録について

① 特定非営利活動法人にこりが実施予定の福祉有償運送について…	7
② 使用車両について	12
③ 運行業務前体調チェックリストについて	13

【別紙資料】

1－1：特定非営利活動法人にこり定款	14
1－2：特定非営利活動法人にこり履歴事項全部証明書	25
2：宣誓書（様式第3号）	27
3：運転者就任承諾書兼就任予定運転者名簿（様式第4号）	28
4：運行管理の責任者就任承諾書（様式第5号）	29
5：運行管理の体制等を記載した書類（様式第6号）	30
6：宣誓書（様式第7号）	32
7：修了証明書	33

【参考資料】

水巻町社会福祉協議会による福祉有償運送について
※前回紙面開催時に使用したもの

〔1〕はじめに

①福祉有償運送運営協議会について

福祉有償運送とは、身体障害者や要介護者など、一人では公共交通機関を利用することが困難な移動制約者に対して、ドア・ツー・ドアの個別輸送サービスを提供することを言います。

基本的には、タクシー等の公共交通機関がその担い手となりますが、タクシー等によっては十分な輸送サービスが提供されない場合もあり、公共の福祉を確保する観点から、従来、旧道路運送法第80条の規定に基づき、一定の要件を満たした場合については、NPO等に対して自家用自動車による有償運送の例外許可を行い、福祉輸送サービスの確保が図られてきました。

近年となっては、過疎化の進行や少子高齢化の進展により、地域や都市の構造も大きく変化しており、移動制約者の福祉輸送サービスに対するニーズも急増し、また、多様化してきています。

このような中、NPO等による福祉有償運送については、タクシー等による輸送サービスを補完するものとして、移動制約者の輸送の確保のために、今後、さらに重要性が高まっていくものと考えられています。

こうした状況を踏まえ、NPO等による福祉有償運送がより一層安全・安心な輸送サービスとして提供されるよう、平成18年10月に施行された改正道路運送法により、新たに登録制度として法律上の位置づけが明確化されました。

登録の要件としては、バス、タクシー事業者によって提供することが困難であり、地域住民の生活に必要な輸送を確保するため必要であることについて、地方公共団体、バス、タクシー事業者又はその組織する団体、住民等地域の関係者が合意していること、輸送の安全や旅客の利便の確保のために必要な措置を講ずると認められること等とされています。

福祉有償運送運営協議会は、福祉有償運送の必要性、旅客から収受する対価その他の福祉有償運送を行うために必要となる事項について、地域の関係者が集まり協議する場です。

また、運営協議会は、移動制約者に必要な輸送を確保し、地域福祉の向上に寄与するよう運送者に必要な指導・助言を行うよう努めるものとします。

(平成20年3月 国土交通省自動車交通局旅客課 「福祉有償運送ガイドブック」より抜粋。一部修正。)

〔2〕水巻町の現状

① 水巻町の高齢者数の推移について

平成 30 年 4 月 1 日現在、本町の人口は 28,786 人であり、高齢化率は 31.5%である。下図は、近年の人口の推移及び前期高齢者（65 歳以上～75 歳未満）、後期高齢者（75 歳以上）の推移を示している。

図によると、本町の総人口は減少傾向にあり、前期高齢者、後期高齢者数は共に増加傾向にある。

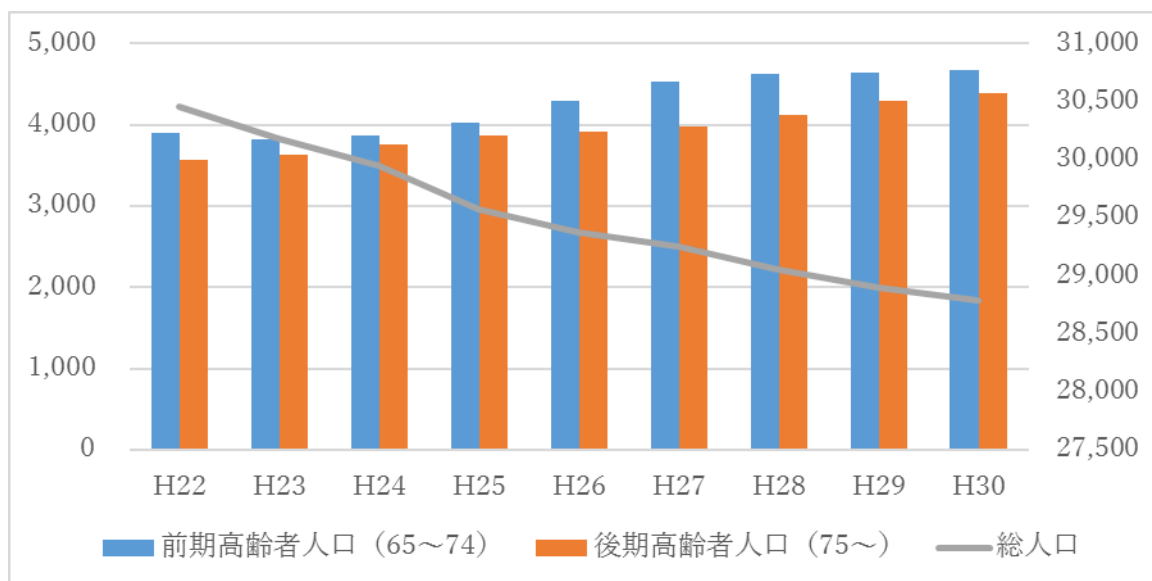


図 1 前期高齢者、後期高齢者数の推移表

また、表 1 は本町の総人口及び近隣の自治体の高齢化率の推移を示している。（年度末時点の数値）

この表によると、本町の高齢化率は増加を続けており、平成 26 年 3 月末から平成 30 年 3 月末までの 5 年間で 3.5%の増となっている。平成 28 年 3 月末には人口の約 3 人に 1 人が高齢者であり、今後高齢化は益々進行すると予想される。また、近隣の自治体の高齢化率と比較した場合、ほぼ同じ水準であり、平成 30 年 3 月末時点では、県内では 60 市町村中 37 位の高齢化率となっている。

	H26.3	H27.3	H28.3	H29.3	H30.3
水巻町総人口	29,372	29,257	29,054	28,903	28,786
高齢化率					
水巻町	28.0%	29.1%	30.1%	30.9%	31.5%
芦屋町	27.2%	28.3%	29.5%	30.2%	31.1%
岡垣町	29.0%	30.0%	30.8%	31.5%	32.3%
遠賀町	28.5%	29.7%	30.8%	31.8%	32.5%
中間市	32.7%	34.1%	35.0%	35.8%	36.6%
北九州市	27.2%	28.2%	29.0%	29.6%	30.1%
福岡県	24.1%	25.0%	25.7%	26.2%	26.7%

表 1 本町の総人口及び近隣の自治体の高齢化率の推移

② 移動制約者の推移について

近年の移動制約者数の推移は次のとおりである。

(ア) 要支援、要介護認定者について

平成 24 年度末からの認定者数の推移を表 2 に示している。

表 2 によると、5 年間の要介護認定者の合計の増加率は 11.6% となっており、大きく増加していることがわかる。これは、本町の高齢化率の増加（表 1 参照）に伴う増加であると考えられる。

区分別では、特に要支援 2、要介護 1、3 の認定区分の者の増加率が高く、全体的に認定者の増加率が高くなっていることがわかる。認定者全体の人数も 5 年で約 1 割増加しており、特に軽度の認定者（要支援 1、2 要介護 1）が著しく増加している。今後、本町の高齢化率はさらに上昇し、認定者の人数も増加していくことが予想される。主に移動制約者となり得る要介護 3 以上の認定者数については、平成 25 年 3 月末（502 名）と平成 30 年 3 月末（535 名）を比較すると約 6% 増加している。介護認定を受けている者の総数が増加していることから、将来的には軽度の認定者の更なる高齢化に伴い、重度の移動制約者が増加していくことが予想される。

要介護度	H25.3	H26.3	H27.3	H28.3	H29.3	H30.3※1	5年間の増減率
要支援 1	345	361	405	428	402	375	8.6%
要支援 2	250	251	280	284	297	334	33.6%
要介護 1	293	339	333	356	381	365	24.5%
要介護 2	245	237	230	224	215	217	-11.4%
要介護 3	164	188	176	193	190	190	15.8%
要介護 4	211	201	219	217	202	216	2.3%
要介護 5	127	125	114	122	139	129	1.5%
合計	1635	1702	1757	1824	1826	1826	11.6%
(要支援者計)	595	612	685	712	699	709	19.1%
(要介護者計)	1040	1090	1072	1112	1127	1117	7.4%

表 2 要支援、要介護認定者数の推移

※1 H30.3 末は、H30.4.1 時点の数字を使用している。

(イ) 身体障がい者及びその他の障がい者手帳保持者、また、これに準ずる人について
表 3 は平成 25 年、平成 27 年及び平成 30 年の 7 月 1 日時点の障がい者数の推移を示している。

区分別に見ていくと、5 年間で身体障がい肢体不自由（1・2 級）・視覚障がい（1・2 級）の手帳所持者は減少し、知的障がい及び内部障がい（1 級）は増加しているが、全体としてはほぼ横ばいであることがわかる。

	人数 (H25.7.1 現在)	人数 (H27.7.1 現在)	人数 (H30.7.1 現在)	H25 からの 増減
身体障がい肢体 不自由（1・2 級）	325 人	314 人	307 人	－18 人
精神障がい（1 級）	17 人	13 人	17 人	0 人
知的障がい（重度）	103 人	116 人	126 人	23 人
内部障がい（1 級）	276 人	295 人	287 人	11 人
内（人工透析者）	102 人	114 人	112 人	10 人
視覚障がい（1・2 級）	75 人	67 人	56 人	－19 人
合計	898 人	919 人	905 人	7 人

表 3 障がい者数の推移

以上の（ア）、（イ）から、平成 25 年度以降、移動制約者数（要介護 3 以上の高齢者や重度障がい者）は平成 25 年度 1,412 名、平成 27 年度 1,451 名、平成 30 年度 1,440 名（※1）と増加傾向にある。また、前述のとおり、高齢化率の更なる増加により、将来的には軽度の要介護認定者が重度化し、移動制約者が増加していくと見込まれる。

※1 平成 30 年度については、（ア）は、H30.3 時点の要介護 3 以上の認定者数と（イ）の H30.7.1 時点の障がい者数の合計としている。

④ 水巻町の交通事情について

水巻町の地形は平坦であり、東西に短く、南北に長い町である。車を使用した場合では、東西は約 5 分で、南北は約 15 分で端から端まで移動が可能な大変小さな町である。

主な交通手段は、町が運営する福祉バス、北九州市営バス、タクシー、電車（JR）等の公共交通機関がある。詳しくは以下のとおりである。

1. 福祉バス（町が運営し、社会福祉協議会に運行を委託。）

（対象者） 町内在住の…60 歳以上の高齢者、障害者及びその介護者
並びに妊婦及びその乳幼児

（利用料） 無料

（利用回数）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
一日の平均乗降回数	170 回	171 回	177
バス台数	2 台	2 台	3 台
一日の循環数	西回り、東回り 各 4 回ずつ	西回り、東回り 各 4 回ずつ	西回り、東回り、 南北線 各 4 回ずつ

この数年、福祉バスの利用客は固定しており、利用者数の大きな変化は見られない。福祉バスは、比較のお元気な高齢者の方などが、買物や通院、役場等の公共施設への移動手段として主に利用されている。

また、平成 29 年度から、西回り、東回りの停留所の内、乗降者数が多い停留所を抽出した「南北線」という所謂快速扱いの路線を開設し、合計 3 台のバスで運行している。

2. 公共交通機関

① タクシー

② 北九州市営バス

【1】 北部循環線（主に町北部と JR 折尾駅を連絡）

【2】 南部循環線（主に町南部を循環）

③ 電車

【1】 鹿児島本線「JR 水巻駅」

【2】 福北ゆたか線「JR 東水巻駅」

3. 障がい者の福祉タクシー料金補助利用実績について

障がい者が利用する福祉タクシーの料金補助（補助券配布）の実績は、表 4 のとおりである。福祉タクシー補助券の利用対象者は、在宅の①身体障がい 1、2 級②療育手帳 A③精神障がい 1、2 級④特定疾患医療受給者である。全体では、平成 28 年度から平成 29 年度にかけては、14 名の利用者数の減少が見られる。ここ近年の利用者数は、平成 24 年 479 人、平成 25 年 457 人と平成 24 年以降、450 人前後で、ほぼ横ばいである。

表 4 福祉タクシー料金補助利用実績

年 度	利用者数	身 体 (内、透析利用者)	精 神	知 的	特定疾患
平成 26	460 人	331 人 (64 人)	81 人	20 人	28 人
平成 27	426 人	310 人 (63 人)	70 人	22 人	24 人
平成 28	452 人	315 人 (57 人)	85 人	23 人	29 人
平成 29	438 人	298 人 (56 人)	89 人	22 人	29 人

〔3〕特定非営利活動法人にこりによる福祉有償運送の新規登録について

① 特定非営利活動法人にこりが実施予定の福祉有償運送について

1. 申請者の名称及び住所

申請者 特定非営利活動法人にこり 代表理事 松丸 実奈

所在地 福岡県遠賀郡岡垣町野間3丁目4番24号

2. 運送の需要者

水巻町に居住し、一般の交通機関を利用することが困難なものであって、心身の障害及び傷病等がある障害者（児）・医療的ケア児

3. 運送をしようとする年間推定輸送人員

登録希望者現在 1 名

4. 運送しようとする範囲

遠賀郡、北九州市、中間市、宗像市、福津市

5. 運行体制について

a. 運行管理体制について（別紙資料）

b. 使用する車輛の自動車登録番号

自動車登録番号	北九州５６６た２５２５
車名	日産セレナ
規格等	スロープ付きステーションワゴン
乗車定員	７名
使用者	合同会社三本松 ⇒特定非営利活動法人にこり

c. 事業計画について（別紙資料）

d. 事故等の場合の補償措置について（別紙資料）

c. 事業計画について

1 事業目的

在宅の身体障害者（児）・医療的ケア児であって、一般の交通機関を利用することが困難な者に対し、移送用車両による外出支援サービスを提供することにより、社会参加を促進し、もって福祉の向上を図ることを目的とする。

2 事業実施方法

- (1) 事業主体 特定非営利活動法人にこり
- (2) 拠点場所 福岡県遠賀郡岡垣町野間三丁目4番24号
- (3) 車両及び台数 スロープ付きステーションワゴン1台

3 利用対象者

(1) 水巻町に居住し、一般の交通機関を利用することが困難なものであって、心身の障害及び傷病等がある障害者（児）・医療的ケア児

(2) 前各号のほか、本会が特に必要と認めた者

4 利用目的

利用者の居宅と次の各号に掲げる場所との間を、移送用車両により送迎する。ただし、利用に当たっては事前の登録を要する。

- (1) 在宅福祉サービス等の実施施設
- (2) 医療機関
- (3) 前各号のほか、外出支援が必要であると本会が認めた場所

5 利用登録及び利用申し込み受付時間

次の各号を除く日の午前9時から午後4時まで

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 8月13日から15日まで及び12月30日から翌年1月3日まで

6 運行日および時間

移送用車両の運行日は、次の各号を除く日の午前9時から午後4時まで

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 8月13日から15日まで及び12月30日から翌年1月3日まで

7 運行範囲

遠賀郡、北九州市、中間市、宗像市、福津市

（ただし、出発又は到着のどちらかは水巻町）

8 介助者

利用者は、できるだけ付添人又は介助者を確保するものとする。

9 事故等の場合の補償措置について

自賠償保険、事業用総合自動車保険（任意保険）

10 利用者負担金

※有料道路及び有料駐車場は実費負担とする。

送迎区域（利用者宅からの走行距離）		利用者負担額（往復料金）
遠賀郡 北九州市 中間市 宗像市 福津市	片道 5km未満	500円
	片道 5km～10km未満	500円 + 100円／1km加算 （5km以上）
	片道 10km～20km未満	1000円 + 80円／1km加算 （10km以上）
	片道 20km以上	1800円 + 60円／1km加算 （20km以上）

d. 福祉有償運送に係る事故等の場合の補償について

1 自賠償保険

2 自動車保険（任意保険）

種類	保証金額
対人賠償	無制限
対物賠償	無制限
人身傷害	5000万円

(資料) 車輛写真 (北九州 566 た 2525 日産セレナ)



車輛左側面 (全体)



車輛乗降部 (背面スロープ)



車輛右側面 (全体)

運行業務前体調チェックリスト

特定非営利活動法人 にこり

CHECK	平時での状態と比較して
☐	熱はないか
☐	疲れを感じないか
☐	気分が悪くないか
☐	腹痛・吐き気・下痢などがないか
☐	ケガなどで痛みを我慢してないか
☐	運転上悪影響を及ぼす薬を服用してないか
☐	左胸、左肩から背中にかけて、痛みや圧迫感、締め付け感がないか
☐	息切れ、呼吸がしにくくないか
☐	脈が飛ぶ、胸部の不快感、動悸、めまいなどがないか
☐	片方の手足、顔半分の麻痺、しびれを感じないか
☐	言語の障害が生じていないか
☐	片方の目が見えない、物が二つに見える、視野の半分が欠けるなどの知覚の障害が生じてないか
☐	突然の強い頭痛がしないか
☐	アルコールが残ってないか

上記のとおり届け出ます。

運転手氏名

運行業務前体調チェックリスト

特定非営利活動法人 にこり

CHECK	平時での状態と比較して
☐	熱はないか
☐	疲れを感じないか
☐	気分が悪くないか
☐	腹痛・吐き気・下痢などがないか
☐	ケガなどで痛みを我慢してないか
☐	運転上悪影響を及ぼす薬を服用してないか
☐	左胸、左肩から背中にかけて、痛みや圧迫感、締め付け感がないか
☐	息切れ、呼吸がしにくくないか
☐	脈が飛ぶ、胸部の不快感、動悸、めまいなどがないか
☐	片方の手足、顔半分の麻痺、しびれを感じないか
☐	言語の障害が生じていないか
☐	片方の目が見えない、物が二つに見える、視野の半分が欠けるなどの知覚の障害が生じてないか
☐	突然の強い頭痛がしないか
☐	アルコールが残ってないか

上記のとおり届け出ます。

運転手氏名

14 ページ以降の【別紙資料】部分については、個人情報が含まれている部分があるため、ホームページへの掲載を控えます。